

公募型プロポーザルの公告

世界文化遺産「古都奈良の文化財」登録25周年記念事業プロモーション業務委託について、公募型プロポーザル方式により受注者を選定するので、次のとおり公告する。

令和5年4月13日

公益社団法人 奈良市観光協会
会長 乾 昌弘

1. 委託業務の概要

(1) 業務名

世界文化遺産「古都奈良の文化財」登録25周年記念事業プロモーション業務委託

(2) 業務の目的

平成10年に「古都奈良の文化財」として東大寺・興福寺・春日大社・春日山原始林・元興寺・薬師寺・唐招提寺・平城宮跡（以下、「奈良市内世界遺産」という。）が世界遺産登録され、令和5年度は登録から25周年を迎える。この機を活かし、公益社団法人 奈良市観光協会（以下、「観光協会」という。）および奈良市において、奈良市内世界遺産の価値を広く伝える記念イベントや、当該地域の魅力・観光資源に関するプロモーション活動を行い、奈良市内世界遺産の知名度の向上や保護意識の醸成、より一層の誘客を図ることを目的とする事業を展開する予定である。

本事業では、受注者のネットワークを活かし、首都圏を中心としたメディア等に対して直接アプローチすることにより、全国規模での露出を図ることで奈良市内世界遺産および関連する行事等の認知度を向上させ、観光誘客に繋げることを目的とする。

(3) 委託内容

別紙仕様書のとおり。

(4) 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日（日）まで

(5) 委託料上限金額

17,300,000円（消費税及び地方消費税を含む）

2. 受注者の選定方法

受注者の選定は、公募型プロポーザル方式によることとし、選定審査委員会により、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、業務委託の相手方となる候補者（以下、「候補者」という。）と次点者を選定する。

委託業務の実施に際しては、提出書類の内容をそのまま実施することを約束するものではない。選定後には、候補者と観光協会が、提出書類の内容をもとに、業務の履行に必要な具体的条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行う。この交渉が整ったの

ち、業務委託契約の手続きに進む。但し、交渉が整わない場合は次点者に選定された者が、改めて観光協会と交渉を行うこととなる。また、観光協会は候補者に対し、改めて見積書の提出を求めるものとする。

3. 参加資格要件

(1) 参加主体

本プロポーザルは、単独事業者による参加又は共同企業体（JV）による参加を認めることとする。

(2) 参加資格要件

本プロポーザルへの参加が認められるのは、単独事業者による参加申込みの場合は、次の①から⑦の要件全てを満たす者とする。また、JVによる参加申込みの場合は、⑧の要件を満たす者とする。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（地方自治法施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しない者であること。
- ②奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- ③会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による手続開始申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による手続開始申立てがなされていない者（会社更生法の規定による計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く）。
- ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- ⑤市税（奈良市外の事業者にあつては国税）を滞納していないこと。
- ⑥近畿圏に本社もしくは支店・営業所等を有していること。
- ⑦過去5年間（平成30年度から令和4年度までに完了した業務）において、本案件と同種又は類似業務の履行実績が2件以上あること。
- ⑧JVで参加申込みをする場合は、以下の要件を全て満たしていること。
 - ア 共同企業体は3者以内で構成されていること。
 - イ 共同企業体の代表構成員が申込み者であること。
 - ウ 共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として重複していないこと。
 - エ 共同企業体の代表構成員については、上記①～⑥の要件を満たし、その他構成員については、上記①～⑤の要件を満たしていること。また、⑦については代表構成員を含む全ての構成員のうち少なくとも1者以上が満たしていること。

※本プロポーザルへの参加は、神社仏閣に関するプロモーションに関心と専門性を持ち、過去に実績を有する企業を対象とする。応募に際しては、神社仏閣に関するプロモーションにおける経験や知見、関連する業務の実績を示し、その内容について具体的に説明すること。

4. 質疑と回答

質疑は、別紙【様式4】により電子メールで受け付け、質疑の回答は、観光協会ウェブサイトにて行うものとする。ただし、公表することが適切でないと判断される質問等については回答しない場合もある。

質疑受付期限：令和5年4月17日（月）正午まで（必着）

回 答 日：令和5年4月19日（水）

5. 企画提案書等の提出

(1) 提出内容

以下の、「i、参加申込書等」と「ii、企画提案書等」を提出すること。

i、参加申込書等（次表「(2) 提出書類」①～③）

正本1部

ii、企画提案書等（次表「(2) 提出書類」④～⑦）

正本1部及び副本7部（計8部）。正本は提案事業者名入りの表紙を付けること。副本については、いずれのページにも提案事業者名は必ず隠すこと。提案事業者名が容易に推察されるようなロゴや商品名についても伏せること。

(2) 提出書類

番号	提出書類の名称	規格及び記載内容
①	参加申込書	【様式1】
②	事業者概要書	<p>【様式2】</p> <p>下記の書類も添付すること。JVの場合は、構成する事業者毎に記載すること。</p> <p>1) 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書。発行後3か月以内のもの。複写物でも可。）</p> <p>2) 印鑑登録証明書（発行後3か月以内のもの。）</p> <p>3) 納税証明書の写し（発行後3か月以内のもの。）</p> <p>《奈良市内の事業者の場合》（奈良市外の事業者で市内に支店・営業所を有するものを含む。）</p> <p>当該年度分と過去2年分の市・県民税（法人にあっては法人市民税）及び固定資産税（参加申請時において当該年度分が確定していない場合は、過去2年分）の納税証明書</p> <p>《奈良市外の事業者の場合》</p> <p>納税証明書（その3、その3の2又はその3の3）</p> <p>※本業務で使用する全ての会社実印は「印鑑登録証明書」と同じものを使用すること。</p>
③	類似業務受注実績書	【様式3】

		本委託業務と同種又は類似業務の受注実績について記載すること。契約書等の写しなど記載内容が確認できる書類も添付すること。秘匿情報が含まれる場合は、マスキング（黒塗り）して提出すること。
④	提案資料	<p>【A4（任意様式）】</p> <p>仕様書記載の内容を参考に、具体的な提案資料とすること。なお、下記の項目に留意して、意図・狙いととも記載すること。</p> <p>1) 考え方、コンセプト等</p> <p>2) 今後の展開方針や具体的手法等を盛り込んだ提案</p> <p>3) ターゲットに対して有効な手段を活用したプロモーションの提案</p> <p>4) 観光客参加型イベントの企画提案</p> <p>5) その他の工夫</p>
⑤	人員体制図	<p>【A4、1枚まで（任意様式）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各業務に従事する人員体制図を作成すること。 ・観光協会の窓口となり、プロモーションに関わる全ての業務を把握できる管理技術者を置くこと。
⑥	見積書	<p>【A4縦、1枚まで】</p> <p>※税込み金額で、内訳がわかる記載内容とすること。</p>
⑦	その他観光協会が指示するもの	

(3) 提出期間

- i、参加申込書等（①参加申込書、②事業者概要書、③類似業務受注実績書）
令和5年4月24日（月）正午まで（必着）
- ii、企画提案書等（④提案資料～⑦その他観光協会が指示するもの）
令和5年4月28日（金）正午まで（必着）

(4) 提出先

〒630-8122 奈良市三条本町8-1（シルキア奈良2階）
公益社団法人 奈良市観光協会 中村・高橋・西川 宛

(5) 提出方法

持参または郵送（郵送の場合は、書留郵便又は簡易書留郵便に限る）とする。持参の場合は、平日午前9時から午後5時までとし、送付の場合は上記の提出期間内必着とする。

(6) 参加辞退

参加申込書の提出後に、何らかの理由により公募への参加を辞退する場合は、令和5年4月25日（火）までに辞退届【様式5】を提出すること

6. 注意事項

- (1) 提案は1事業者1提案までとする。
- (2) 提出書類を受け付けた後の追加及び修正は認めないものとする。ただし、選定審査委員会会場において、事業計画等の内容を説明するプレゼンテーション等に必要な資料の提示は認める。
- (3) 提出された提出書類が次項に該当するときは無効となる場合がある。
 - ①虚偽の内容が記載されているもの
 - ②提出書類の内容や提出方法等が本公告の規定に適合しないもの
- (4) 提出書類は著作権・意匠権等の問題が生じないように配慮すること。
- (5) 成果品については、原則として奈良市の観光振興のために必要な範囲内で、観光協会自らが複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすることができるものとする。但し、作成の都合上やむをえず、著作権を観光協会に譲渡できない写真・文章等を使用する場合は、事前に観光協会に申し入れ了承を得ることとする。観光協会に著作権を帰属させることができない写真、文章等の二次利用については、その都度観光協会と受注者とで協議することとする。
- (6) 提案書類作成及び提出に要した費用は、応募者の負担とする。
- (7) 提案の際に提出した書類は、返却しないものとする。
- (8) 期限までに所定の書類が整わなかった場合は受付不可となる。
- (9) 審査のため、追加で書類の提出を求める場合がある。
- (10) 提案書類等に虚偽があった場合や応募者が選定に対する不当な要求をした場合は、失格とする。

7. 応募スケジュール

- | | |
|----------------------|---------------------|
| (1) 公告及び企画提案書・質問受付開始 | 令和5年4月13日(木) |
| (2) 質問受付終了 | 令和5年4月17日(月) (正午まで) |
| (3) 質問回答 | 令和5年4月19日(水) |
| (4) 参加申込書等受付終了 | 令和5年4月24日(月) (正午まで) |
| (5) 企画提案書等受付終了 | 令和5年4月28日(金) (正午まで) |
| (6) 選定審査委員会開催 | 令和5年5月12日(金) 予定 |

8. 選定審査委員会について

- (1) 実施日及び場所
実施日：令和5年5月12日(金) 午後予定
実施場所：奈良市観光センター〈NARANICLE内〉多目的スペース 予定
※詳細は別途通知する。
- (2) 留意事項
 - ①プレゼンテーション審査とし、プレゼンテーションは応募事業者中の実際に制作に関わる者が行うこと。

- ②プレゼンテーションに出席する提案者は、担当技術者を含む1事業者3名以内とする。JVの場合は計6名以内とする。なお、事業者名が特定できる名札等は着用しないこと。
- ③1団体あたり30分までとする。応募者によるプレゼンテーションを20分以内、質疑応答を10分程度とし、入退室の時間、機材のセッティング及び撤去時間についても実施時間の30分に含む。
- ④プレゼンテーションに参加しなかった応募者は失格とする。
- ⑤プレゼンテーションの方法は応募者の任意とするが、企画提案書等に記載された内容を逸脱しない範囲で行うこと。
- ⑥プレゼンテーションにあたりプロジェクター等の機材を使用する場合は、事前に観光協会に申し出ること。なお、会場に電源、プロジェクター、スクリーンはあるが、パソコン等は応募者が用意すること。

(3) その他

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、プレゼンテーション審査の方法の変更や参加人数を制限する場合があります、その際は改めて応募者に連絡する。

9. 選定方法及び審査結果

(1) 選定方法

- ①選定審査委員会による書類審査及びプレゼンテーション審査で評価し、合計評価点の高い者から順位をつけ、順位の高い者より順に、交渉権第1位及び第2位となる者を選定する。
- ②参加事業者が1者の場合においても、書類審査及びプレゼンテーション審査を実施し、提案内容が優れていると認める場合には、受託候補者として選定する。
- ③合計評価点が最も高い者が2者以上ある時は、次の順序で受託候補者を選定する。
 - ア 加重科目の合計得点が上位の者
 - イ 評価項目に最低点数の評価がない者
 - ウ 見積額が最も低い者。見積額も同額の時は、くじにより受託候補者を選定する。

(2) 審査結果の通知

審査結果については、令和5年5月中旬頃に各応募者に対して文書にて通知する。選定された受託候補者には、その旨を付して通知する。

10. お問い合わせ先

公益社団法人 奈良市観光協会（平日9：00～17：45）

〒630-8122 奈良市三条本町8-1 シルクア奈良2階

担当：中村・高橋・西川

電話：0742-30-0230 FAX：0742-30-0231

電子メール：kanri●narashikanko.or.jp（送信の際は●を@に置き換えること）